

～お知らせ～

①ひとり親家庭等に対する利用料の助成について

ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用した場合、利用料の半額を助成します。
助成対象者は、児童扶養手当の支給を受けている方又はそれに準ずる方です。(掛川市在住の方に限ります)
**詳細は掛川市こども政策課(☎21-1144)までお問い合わせください。

②求職活動関係役務利用費について

「求職活動関係役務利用費」とは、雇用保険の基本手当の受給資格を持つ失業中の方が、求人者と面接等をした
り、教育訓練を受講したりするため、子のための保育等サービスを利用した場合、そのサービス利用のために負担
した費用の一部が支給される制度です。
**手続きについては最寄りのハローワークへお問い合わせください。

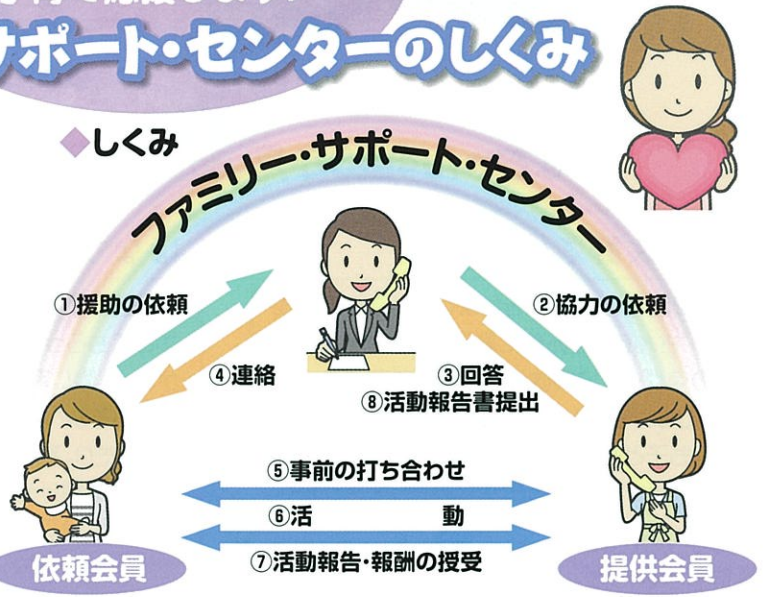
③幼児教育・保育の無償化対象子どもの利用について

幼児教育・保育の無償化対象子ども※の「預かり」を伴う依頼の場合、お申し込み時に無償化の対象であることを
お伝えください。
なお、幼児教育・保育の無償化の対象となるには、在住の自治体への事前の申請が必要です。認定要件申請方法な
どの詳細は、市ホームページ又は、こども希望課(☎21-1205)までお問い合わせください。
菊川市在住の方は、菊川市こども政策課・幼保こども園係(☎37-1131)までお問い合わせください。
※保育の必要性のある3～5歳児及び0～2歳児の市民税非課税世帯のうち、認可保育所等を利用していない子ども

子育て応援します!
ファミリー・サポート・センターのしくみ

◆会員登録の条件

- 依頼会員
(子育ての応援をしてほしい方)
掛川市、菊川市に在住の方で0歳から
小学6年生までの子どもをお持ちの方。
 - 提供会員
(子育ての応援をしていただける方)
掛川市、菊川市に在住で自宅で
子どもを預かることができる方。
健康で乳幼児・児童の保育に
熱意をお持ちの方。
- ※研修・指定の講習を受講して
いただきます。



◆利用料金

料金は活動終了後依頼会員から提供会員に直接支払います。
1時間600円～800円(曜日、時間により異なります。)

◆登録方法

ファミリー・サポート・センター(掛川市役所こども政策課)・
大東・大須賀支所・
菊川市役所(子育て応援課 ☎35-0914)で随時受け付けます。

◆用意していただく物

- ・写真(3cm×2.5cm) ・保険証

会員登録してから
利用ができます。

※万一の事故に備え、補償保険に加入しています。(会員さんからの徴収はありません)

かけがわファミリー・サポート・センター

〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1(掛川市役所こども政策課内)
TEL0537-21-1211 FAX0537-21-1163
e-mail famisapo@city.kakegawa.shizuoka.jp

ファミサポ だより

第24号
2024.4

多くの方々に支えられ、かけがわファミリー・サポート・センターは25年目を迎えました。
会員の皆様の御支援のおかげで、子育ての助け合いの輪が広がっていることに感謝いたします。
今後とも御理解、御協力をお願いいたします。



牛乳パックに絵を描いて、パッチンガエルづくり



かけがわファミリー・サポート・センター